

じゅがねたー

No.16

（「じゅがねたー」は、日本成年後見法学会（Japan Adult Guardianship Law Association）=略称JAGA）が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成23年4月19日
発行行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 広報委員会
〔委員長〕 長谷川秀夫
〔副委員長〕 高橋 弘
〔委員〕 香川 美里
北村裕美子
高橋 圭司
平岡 祐一

巻頭言

横浜市における権利擁護の推進 ～2010年成年後見法世界会議を終えて～

横浜市長 林 文子

重要性をあらためて認識いたしました。

さて、横浜市の未来図を示し、その実現をめざす「横浜市中期4か年計画」が今年度から本格的にスタートします。その基本理念は、市民生活においてさまざまな「つながり」を創り出し、「安心と活力」のあるまちづくりを進めることです。

成年後見制度は、意思決定にサポートが必要な方々の人権を護る基盤となる制度で、いわば、「つながり」を法的につくるものといえます。

私は、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを推進していくために、権利擁護の基盤づくりにしっかりと取り組むことが重要と考えます。そして、成年後見制度をより利用しやすく身近な制度として普及していくために、法律や福祉の専門職団体、司法、行政、そして市民の方々が連携し、地域で取組みを進めていくことが必要です。この世界会議を契機に、制度を利用しやすいものにするための取組みを充実させていきたいと考えております。

今回の世界会議の成果として「横浜宣言」が採択されました。その中で、一人ひとりの人権を護る願いが、この横浜から世界に発信されたことを本当に喜ばしく思います。横浜を発信源に、国内、さらには国の垣根を越えて世界中の方がともに手をつなぎ、権利擁護に向けた具体的な取組みが一層進むことを大いに期待しております。

昨年10月、成年後見の分野における初めての本格的な国際会議が、横浜市で開催されました。3日間にわたり白熱した議論が重ねられ、私もその一端に触れることができました。会議に参加された皆様、会議の開催・運営に御尽力された皆様方に、あらためて厚く御礼を申し上げます。

わが国はすでに超高齢社会となっており、2015年には人口の4分の1が高齢者となります。これに伴い悪徳商法や詐欺による被害、虐待など高齢者や障害者の権利侵害が年々増加しています。

私は一昨年の市長就任後、可能な限り多くの現場に足を運び、市民の皆様から直接お話をうかがう機会を大切にしてまいりました。地域で孤立しがちな高齢者や、親なき後の障害者の生活をどう支えるかなど、現場では、さまざまな課題に喫緊の対応を迫られている状況です。

このような状況に加えて、368万人もの人口を有する横浜市では、10年後の高齢者人口が、現在の約70万人から約100万人になることが予想されており、今後急激に高齢化が進む見込みです。

こうしたことから、横浜市では、成年後見の相談や支援を行う「横浜生活あんしんセンター」を1998年に設置し、国内でも早い時期から、成年後見制度の普及・促進に取り組んでまいりました。

今回の世界会議が横浜市で開催されたことを大変光栄に思うとともに、成年後見制度の取組みの

2010年成年後見法世界会議報告

2010年10月2日・3日・4日の3日間、横浜市のパシフィコ横浜において、2010年成年後見法世界会議が開催された。世界17の国・地域から約500名の参加者を得て、活発な議論がされた。1日目は、9名の演者による基調講演がなされた後、IGN/PTPG共同パネルセッションが行われた。2日目は、8つの分科会に分かれて議論がなされ、また、特別講演が行われた。最終日の3日目には、アジアの日、クロージングレクチャーが催された後、全体会において「成年後見制度に関する横浜宣言」(横浜宣言)がとりまとめられた。横浜宣言は、施行から10年を経過したわが国の成年後見制度が次のステップへと歩を進め、これから社会を展望するための重要な指針となる。

会議の詳細な内容については別に譲るとして、ここでは、参加者に3日間それぞれの感想を記していただき、あわせて横浜宣言の日本語全文を掲載する。日本成年後見法学会のホームページ(<http://www.jaga.gr.jp/>)には、日本語とともに英語訳も掲載しているので、あわせてご覧いただきたい。

1日目

世界会議第1日目は、10月2日(土)の10時から18時30分まで、パシフィコ横浜の会議センター503会議室で開催された。

プログラムは、まず、大貫正男司法書士からの開会宣言に始まり、柳田稔法務大臣(当時)と宮島俊彦厚生労働省老健局長から開会挨拶がされた。続いて、新井誠教授はじめ9名の方から基調講演が行われ、その後、IGN/PTPG共同パネルセッションがもたれ、大貫氏を含め5人のパネラーからの報告および討論が行われた。

基調講演で新井教授が述べたように、グローバルな議論をするために世界から人々が参集し、日本および各国の成年後見制度の発展へ向けた横浜

宣言の公表と改革への決意で会場は熱気に溢れていた。ウーリッヒ・ベッカー教授やロバート・モーガン教授、その他の演者が異口同音に話された、本人の自律と自己決定を尊重し、制約や押しつけのない代替手段を活用し、能力制限を限定的に考える世界の潮流を確認できたことは大きな収穫であった。なお、各国の状況に応じて改革に取り組むこと、成年後見制度を支える諸システムについての発言があり、広い視点を確認できた。世界会議第1日目は、期待どおり、グローバルで質の高い学びと議論ができ、充実感とパワーを得ることができた。

(金井 守)

2日目

10月3日(日)、世界会議の2日目、私は「任意後見」および「信託と成年後見」の分科会と特別講演「成年後見一法的問題を中心として」に出席した。

任意後見制度については、特に欧米の方々の報告を聴き、成年後見制度の必要性・補充性の原則を保持することによって、本人の意思ひいては人権が尊重されていることや、制度の利用が推奨されていて、すでに国民に非常に支持されていることがわかった。欧米の高齢者は契約に慣れていて、任意後見契約への抵抗感がなく、また契約内容・受任者・リスク等につき事前に厳しくチェックしているため、事後のトラブルが少ない印象を受けた。

「信託」の分科会では、信託の実務家からの報告を聴いた。この時点では、「成年後見制度に代わる信託」は遠い国のことであったが、後日、裁判所が進めようとしている「後見制度支援信託」の構想を知るに至って、信託制度がにわかに身近なものとなり、世界会議の報告の内容が鮮やかに蘇った。日本の成年後見制度は諸外国の制度と無縁で

はなく、世界の潮流の中にある。広い視野で制度を考えるためにには、世界の動きに敏感でなければならぬと思った。

特別講演の会場は人いきれど窮屈な感じすらし
たし、分科会の質疑応答の場面では、活発な意見
交換がされた。

複数の傍聴記を宿題に抱えた私は、一言も聴き逃すまいとしてとても疲れたが、この栄えある会議に参加できて本当によかった。

(松前 章代)

3日目

10月4日(月)の世界会議最終日、予想以上の収穫と感動をもって世界会議を終えることができたといつても過言ではあるまい。アジアの日、分科会報告、クロージング・レクチャー、全体会(横浜宣言)のプログラムは、参加者の魂を揺り動かすような品格と制度の改善に向けた大きな可能性を伴うものとなって展開されたのであった。以下、3点触れたい。

まず、アジアの日である。香港、シンガポール、日本、サモア、韓国、台湾から報告があった。ア
ジアの日は、各々の文化や思想を尊重する姿勢が印象的であった。

次に、世界会議開催報告・御礼

昨年10月の世界会議からあっという間に5ヶ月が経ってしまいました。会員・会友の皆さんには、寄付や当日のお手伝い等でたいへんお世話になりました。おかげさまをもちまして、大成功と申し上げてよろしいかと思います。この場を借りて御礼を申し上げます。

世界会議では、各国のスピーカーはもちろんのこと、分科会や特別講演も含めて、今後の世界とわが国、特にアジアの国々にとって極めて示唆に富むものであったことは論をまちません。また、総会で正式にご報告いたしますが、課題であった収支も赤字にならず、肩の荷がありた思ひで、会員・会友の皆様の度重なるご協力にあらためて御礼を申し上げます。

この会議を通じて、私たちは横浜宣言という得がたい宝物を手にしました。しかし、この中にある日本の課題について真剣に取り組んでいかなくては、宝の持ち腐れになってしまいます。この宝物を普及させ、わが国の成年後見制度にこれからも貢献していきたいと考えています。会員・会友の皆様には、お願いばかりで恐縮ですが、今後とも本学会の研究活動について、引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2010年成年後見法世界会議実行委員長 大貫 正男)

ジアの成年後見制度は、台湾が日本に倣い、韓国がいよいよ法改正直前となっている。日本の課題を踏まえ、それを解決していくこうという各国のレポートが印象的であった。討論の最後には、アジアの国々で意見交換を行うシンポジウムを継続的に開催していくことが提案された。モデレーターからは、これまでの2つの国際会議(IGNとPTPG)の流れが1つとなって、この世界会議になったことは、日本の力によると力説された。

また、クロージングレクチャーは、「認知症と生活の質・実証的・倫理的アプローチ」と題したドイツ・ハイデルベルク大学老年学研究所のアンドレアス・クルーゼ氏のレポートが特に優れていた。通訳の力も秀でていた。

最後に、全体会である。わけても「横浜宣言」である。3人の女性たちが各々英語で宣言をした。見事な宣言を終えるや否や、バイオリンで「チゴイネルワイゼン」が高らかに演奏された。参加者は感動をもって横浜宣言を聴き、誓いを新たにしたのである。

(2010年成年後見法世界会議実行委員長 大貫 正男)

成年後見制度に関する横浜宣言

2010年10月 4日

横浜にて

2010年10月2、3、4日に横浜にて開催された2010年成年後見法世界会議は、成年後見法分野における最初の世界会議であり、主催者および共催者は今後の世界において成年後見法が果たすべききわめて重要な意義と役割を改めて確認し、成年後見制度の適切な利用を広く世界に訴えるために「横浜宣言」を発することとした。

この「横浜宣言」は2010年成年後見法世界会議の参加者が3日間の会議の成果としてまとめたものである。Iとして世界に共通する問題を取り上げ、IIとして日本に特化した問題を取り上げることとする。

2010年成年後見法世界会議組織委員会は、本「横浜宣言」の起草に関与したすべての参加者に対して深甚なる謝意を表するとともに、本宣言が世界における成年後見法の一層の発展に寄与することを切望する次第である。

I. 世界の課題

1. (共通する認識)

2010年10月2日より4日まで日本国横浜にて開催された2010年成年後見法世界会議の参加者たる私達は、次の事実を共通に認識するものである。

- (1) 人口動態、社会変化、医学の進歩および生活条件の向上等によって全世界的に高齢者人口が増加している。
- (2) 高齢者人口が増加している事実は、医療、年金、社会保障給付、住宅、移動手段といった社会的資源に大いなる衝撃を与えるものであり、次世代にとって主要な社会経済問題となる。
- (3) 意思能力は加齢とともに低下することもあり、加齢によって精神に不具合をかかえる高齢者の数も増加している。
- (4) 家庭内、施設内双方において弱い立場の高齢者に対する虐待の実態が白日の下にさらされつつある。
- (5) 成年後見制度は高齢者を主たる対象としているが、精神疾患、LD（学習障害、学習能力障害）*、および後天的脳障害を有する若年者にも意思能力の有無は影響を及ぼしうる。
- (6) 人権の保護は世界的潮流としては改善されつつあるものの、いまだ多くの国では成年後見関連の

法整備は等閑視されたり、立ち遅れたりしており、事前の意思決定、能力判定時のベスト・プラクティス、能力を欠く成年者のための代替的意志決定の仕組みといった最新の考え方が考慮されるには至っていない。

2. (2条約への賛意)

加えて、私達は次の2条約の指導原理と条項に賛意を表する。

- (1) 2009年1月1日に発効し、管轄権、準拠法、承認と執行、国家間協力を一元化した2000年1月13日ハーグ国際私法会議「成年者の国際的保護に関する条約」
- (2) 人権の普遍性、不可分性、相互依存性、相関性への支持、および障害を有する人が偏見なしに人権を享受できることの保障を条約締結国々に要求する2006年12月13日国際連合「障害者権利条約」

3. (成年後見制度の基本原則)

そのうえで次の5点をここに宣言する。

- (1) 人は能力を欠くと確定されない限り特定の意思決定を行う能力を有すると推定されなければならない。
- (2) 本人の意思決定を支援するあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかつてはなければ、人は意思決定ができないとみなされてはならない。
- (3) 意思能力とは「特定の事柄」「特定の時」の両方に関連するものであり、行なおうとする意思決定の性質および効果によって異なること、また同じ人でも一日の中で変動し得ることを立法にあたっては可能な限り認識すべきである。
- (4) 保護の形態は、本人を守ろうとするあまり全面的に包み込み、結果としてあらゆる意思決定能力を奪うものであつてはならず、かつ本人の意思決定能力への制約は本人または第三者の保護に必要とされる範囲に限定されるべきである。
- (5) 保護の形態は適切な時期に独立した機関により定期的に見直されるべきである。

4. (成年後見人の行動規範)

特定の時に特定の意思決定を行う能力を欠くすべての成年者は、意思決定過程において他に支援や代理を得ることができない場合には次のような資質を有する後見人を持つ権利があることを、更に宣言する。

- (1) 本人に代わって意思決定を行なう際には適切に

- 注意深く行動する。
- (2) 公正かつ誠実に行動する。
 - (3) 本人の最善の利益を考えて行動する。
 - (4) 本人に明らかな危害が及ばない限り、本人の要望、価値観、信念を事前に知ることができ、または推認することができるときには、それらを最大限尊重し、遵守する。
 - (5) 本人の生活に干渉する場合は最も制約が小さく、最も一般化された方法にとどめる。
 - (6) 本人を虐待、放棄、搾取から守る。
 - (7) 本人の人権、市民権を尊重し、これらの侵害に對しては常に本人に代わってしかるべき行動を取る。
 - (8) 本人の権利である年金、社会福祉給付金、福祉サービスなどを本人を支援して積極的に取得させる。
 - (9) 後見人という立場を私的に利用しない。
 - (10) 本人と利害対立が起きないよう常に配慮を怠らない。
 - (11) 本人が可能であればいつでも独立した生活を開けるよう積極的に支援する。
 - (12) 本人をあらゆる意思決定過程に最大限参加させる。
 - (13) 本人の参加を奨励し、本人のできることは本人にまかせる。
 - (14) 正確な会計記録を付け、任命権者たる裁判所あるいは公的機関の要請に応じて速やかにそれを提出する。
 - (15) 任命権者たる裁判所あるいは公的機関より付与された権限の範囲で行動する。
 - (16) どのような形態の後見が継続して必要であるかについて定期的に見直しをうける。

5. 最後に

成年後見制度は自由の剥奪となり得ることもあり、人権に関わるものであること、また、世界中どこでも後見人の職務と義務は一般的に公的介入であることを認識したうえで、各国は専門性の基準を明らかにし、適切な監督手段を提供し、財源に裏付けされた納得できる枠組みを保障すべきである。この点に関する問題意識を目覚めさせ、今この場で私達が共通に認識し、賛同し、かつ宣言した条項の実現に必要な支援の獲得に向けて、「横浜宣言」が公的機関および各国政府に広く周知徹底されるべきものであることをここに再度宣言する。

II. 日本の課題

2010年成年後見法世界会議における日本からの参加

者は、本宣言Ⅰの趣旨に全面的な賛意を表明したうえで、特に国連の「障害者権利条約」とハーグ国際私法会議の「成年者の国際的保護に関する条約」を日本政府が早期に批准することを要望し、以下の事項を「横浜宣言」に含めることを確認し、これに海外からの参加者も同意した。

1. 現行成年後見法の改正とその運用の改善

- (1) 全国の市区町村長が成年後見等に関する市区町村長申立てをさらに積極的に実施しうる体制を法的に整備すべきである。
- (2) 成年後見制度を利用するための費用負担が困難である者に対しては公的な費用補助を行うべきである。
- (3) 成年後見等の開始には本人の権利制限という側面があることに鑑み、原則として鑑定は実施すべきであり、また本人面接は省略すべきではなく、鑑定・本人面接の実施率が低水準にとどまっている現状を改善すべきである。
- (4) 現行成年後見法は、成年後見人が本人の財産に関するのみ代理権を有すると規定しているが、成年後見人の代理権は財産管理に限定されるべきではなく、これを改めるべきである。成年後見人は、本人の医療行為に同意することができるものとすべきである。
- (5) 現行成年後見制度に多く残されている欠格事由は撤廃すべきである。特に後見開始決定に伴う選挙権の剥奪には合理的根拠はなく、憲法で保障された普通選挙の理念に反し、基本的人権を著しく損なうものである。
- (6) 任意後見制度は「自己決定権の尊重」に最も相応しい制度であるが、その利用は決して多いとはいえない。任意後見制度の利用を促進し、同時にその濫用を防止する立法的措置を講じるべきである。

2. 公的支援システムの創設

成年後見制度は、利用者の資産の多寡、申立人の有無にかかわらず「誰でも利用できる制度」として位置づけられるべきであり、そのためには行政が成年後見制度全体を公的に支援することが不可欠である。このような公的支援システムは「成年後見の社会化」を実現するものであり、行政による公的支援システムの創設を提言する。成年後見制度の運用面における司法機能、とりわけ家庭裁判所の機能の一層の拡充・強化を図ることが公的支援システムの円滑な実施の大前提となるべきである。このような公的支援システムの創設は、本人の親族、一般市民、各専門職間のネットワークを拡充させ、適切な成年後見人の確保、成年後見制度

の権利擁護機能の強化に資するものである。

3. 新たな成年後見制度の可能性 ①の横浜宣言
現行成年後見法の枠内にとどまることなく、常に新しい理念を求めてさらなる発展の可能性を模索すべきである。

(1) 現行成年後見法は後見、保佐、補助という3類型を前提としているが、とりわけ後見類型においては本人の能力制限が顕著である。国連の障害者権利条約第12条の趣旨に鑑みて、現行の3類型の妥当性を検討する必要がある。同時に、成年後見手続における本人の保護に関する検討も必要である。

*関係者の意見を踏まえ、当初公表したものと異なる表記に改めた。

＜横浜宣言の意義——広報委員会注記＞

2010年成年後見法世界会議は、初めてつくしの世界会議であった。世界的な後見法研究団体である International Conference on Public Trustees and Public Guardians (PTPG) (英、米、豪等) と International Guardianship Network (IGN) (独、仏、蘭等) とが加わって初めて行われた世界会議であり、初めて多くのアジア諸国の問題が話し合われ、世界の課題を取り上げ初めて「宣言」が出された。横浜宣言は、英語および日本語で公表され、今後の世界的な成年後見法研究には欠かせない。

わが国にとっては、補充性の原則の顕在化、身上監護をより重視した運用・制度整備、予算化された行政の公的支援システムの立ち上げ、国連障害者権利条約の批准、信託など本人に負担の少ない方法の活用等、課題は数多く、乗り越えるまでの道のりは容易ではない。

しかし、これらの課題を乗り越えた後見先進国が多くあり、それが人権の保障、権利擁護に寄与する以上、わが国も高い理想を掲げるべきであろう。「成年後見制度に関する横浜宣言」は未来の成年後見制度への羅針盤である。

►国際シンポジウム開催報告

2010年成年後見法世界会議に先駆け、2010年9月29日(木)に、毎日ホールにおいて、毎日新聞社・日独ベルリンセンター・日本成年後見法学会が共催し、一般市民の方と日本成年後見法学会会員・会友約200名が参加して、市民公開シンポジウム「超高齢社会を支える成年後見制度——ドイツの実務動向から日本の将来を探る——」が開催された。また、翌日の9月30日(木)には、日本成年後見法学会会員・会友約70名が参加して、「日独専門家会議」が開催された。

両日ともに、小田正二氏（最高裁判所事務総局家庭局第一課長）やウーリッヒ・ベッカー氏（マックス・プランク社会法研究所所長）等、日本とドイツの行政・司法関係者、研究者、実務家の講演が行われ、ドイツの成年後見制度の実際、日本の成年後見制度の現状等について紹介された。また、パネルディスカッションでは、成年後見の世界的な潮流や日本の成年後見制度の展望についてなど、世界会議を前に密度の濃い議論がなされた。

る。

(2) 本人の能力制限をともなわない保護手段として信託の活用が考えられるが、日本においてはこのようなタイプの信託は普及していない。裁判所が信託設定に関与する成年後見代替型の信託制度導入について検討する必要がある。

(3) 交通事故被害者等の高次脳機能障害者が成年後見制度を殆ど利用していない現状を改善するために、新たな立法によって高次脳機能障害者が成年後見制度を利用しやすくするための方途を講じるべきである。

2010年成年後見法世界会議
組織委員会
参加者一同

●私と成年後見●

いいこでや

◆変だよ、おかしいよ

Aさんは、思春期に発病して以来ずっと精神科の病棟で過ごしてきた。ご縁があって私がAさんの成年後見人に就任した時、Aさんは70歳を超えていた。

何十年も過ごした病院を退院して、入所する特別養護老人ホームに向かう車中、Aさんは何度も「大丈夫?」と私がしているシートベルトを気にした。私が縛り付けられているのかと心配したらしい。したいに縁が多くなり山々が近づいてくる車窓に、社会と隔絶した人生を送ってきたAさんの心細げな顔がオーバーラップしている。

「口紅がほしいんですよ」と訴えるAさんの希望を担当の女性職員に伝え、買ってきてもらった。

ある日、訪問すると、Aさんが入浴中だったため、廊下で待つことにした。Aさんと同世代の女性の利用者がたむろして世間話をしている。そこへAさんがさっぱりした表情で現れた。長期間過ごした病棟から施設に移って大丈夫だろうかと心配していたが、施設スタッフの配慮のおかげで、Aさんはすっかり今の生活に慣れたようだ。

廊下で、よく毛糸の帽子についているようなピンクのポンポンを2つ、おさげ髪につけてもらい、口紅を引いてもらうと、Aさんは両目がなくなってしまうくらいの笑顔になった。「見た目はおばあさんだが、心は少女のままなのだ。

それを見ていた廊下の女性たちが声を上げた。「変だよ」「おかしいよ」「いい年になって」「気持ち悪い」「ああいう人が2階にいっぱいいるよ」……。私の胸にBさんの「いいこでや」という言葉がよみがえった。

◆待っていたんですよ

あの夏は小学校の何年生だったろう。近所の子

どもたちと資材置き場のようなところで遊んでいた。と、目の前にいた就学前の子のお腹から指のようなものが突き出ているのを見て驚いた。初めて見る出べそだった。私は、「出べそだ! 出べそだ!」と囁き立てた。するとBさんという特殊学級（現在の特別支援学級）に通う1年先輩の子が、「いいこでや」（「いいじゃないか、それがどうした」との意）と、その子の前に出て来て言った。みんなが私と一緒にになって囁き立てるものとばかり思った私には、初めて見た出べそよりもBさんの言葉のほうがもっと衝撃だった。出べその子を一人ぼっちにしようと企んだ私自身が、逆に一人ぼっちになってしまったように感じていた。

あれから40年、忘れられない思い出として、あの夏の夕暮れは今も私の中にある。私を刺し貫いたBさんの言葉は、不思議なことにいつしか私自身を支えてくれる言葉に変わって行った。

失敗しても、転んでも、あるがままでいいじゃないか。今ある自分をまず認めることでしか次の一步は踏み出せない。あるがままを恥じてはならない。「いいこでや」という言葉はそんなふうに、これまでのさまざまな局面でどれほど私を慰撫し、励まし、気持ちを奮い立たせてくれたことか。

そして、後見の現場にあっても、この言葉が私の中心にあることに気がついた。判断能力が足りないから、あるいは失くしてしまったから、私とその人との出会いがある。いいこでや。そんな本人のあるがままを受け止め、その隣で肩を並べて歩いていく喜び、自分が必要とされているというありがたい喜びを私は感じている。

面会に行くと、「待っていたんですよ、稻岡君」。Aさんも私を元気にしてくれる。

（司法書士 稲岡 秀之）

判例研究**判例研究委員会**

■補助開始の審判における「本人の同意」（札幌高裁平成13年5月30日決定・家庭裁判月報53巻11号112頁）

[事案の概要]

事件本人Aは、昭和61年頃まで鉄工場に勤務していたが、昭和61年頃から被害妄想がみられるようになり、母Bと同居しながらC病院で入退院を繰り返していた。Aは、その後C病院の紹介で、平成5年6月頃からD学園に通所するようになり、心身障害者総合相談所長Eは、平成6年9月6日、Aが精神薄弱（軽度）であること、およびBの年齢等を総合考慮して、Aを精神薄弱者援護施設に入所させることが適当であるとの判定をし、平成6年10月5日、AはD学園に入所した。なお、Aの預貯金通帳等はD学園が保管し、Aの定時の収入としては、障害基礎年金（2カ月約10万円）およびD学園での作業報酬（1カ月約8000円）がある。

Aの弟であるX（申立人・抗告人）は、Aの財産を守るために、Aにつき補助開始の審判と、これに伴い補助人の同意を要する行為の定めおよび代理権の付与の各審判を求めた。Aは、原審の第1回期日（平成12年9月21日）の本人尋問において、Aに対する本件補助開始の申立てがなされていることを知っているが、Aとしては、D学園による金銭の管理を第一に希望しており、日常の金銭の需要に痛痒は感じていない旨陳述した。

原審判はXの申立てを却下。X抗告。なお、Xの即時抗告申立書には、Aの預金の出し入れに不明な点があり、具体例として、Aは4万5000円のステレオカセットを28万円で購入させられたことが指摘されている。

[決定要旨]

「補助の制度は、軽度の精神障害のため判断能力が不十分な者を保護の対象とする制度であって、本人の申立て又は本人以外の者による申立てによって開始されるが、本人以外の者による申立てにおいては、本人の同意があることを要するところ、本件では、Aが補助開始に同意していないことが明らかであるから、補助開始の要件を欠いている。このことは、仮に、Aの財産についてXが危惧するような事情が認められるとしても、結論を異にしない」

[解説]

本人以外の者の請求により補助開始の審判をするためには、条文上明確に「本人の同意」が要件とされており（民法15条2項）、これを欠く以上補助開始の審判をなし得ないとした本決定は、当然のことと述べたにすぎないともいえる。しかし、補助開始の審判に「本人の同意」が必要とされることについては、立法論上疑義が示されていたところであり（谷口知平＝石田喜久夫編『新版注釈民法(1)〔改訂版〕』370頁〔鈴木ハツヨ〕参照）、本人の同意を欠く以上、仮に本人の財産管理に関して一定の危惧があったとしても補助が開始しない旨を明示した本決定の意義は少なくないといえよう。

もっとも、本決定は、およそ財産管理に関する危惧といわず、「Xが危惧するような事情」としており、また、引用した決定要旨の前の部分にはAの生活状況が十分に安定しているという事情が指摘されており、これらの点を強調するときは、本判決には、本人の同意を欠く以上補助制度は開始しないという一般論を限定するニュアンスがあると考えることもできるようと思われる。

このようなニュアンスを有する本決定を精確に理解するためには、補助における「同意」の意義ひいては補助制度の本質についてのより立ち入った理論的分析が必要となろう。

（金沢大学教授 熊谷 士郎）

■委員会報告■——制度改正研究委員会

平成22年度は、前年に引き続き、知的障害分野での法人後見の役割、鑑定省略の問題および任意後見制度の改善・改正の課題を検討した。

① 法人後見について

知的障害の分野では法人後見に対する期待が高いが実践に結びついていない現状があること、法人後見の質の担保をどのようにして実現するか、また自己決定の尊重・履行権はリスクを甘受することにつながるおそれもあること、したがって最善の利益、客観的利益、本人保護との調整が大きな課題となることなどが問題提起された。本人の意思をくみ取ることの重要性はいうまでもないが、他方で、判断能力の不十分な人々は、簡単に誘導されてしまうため、本当の意思を汲み取ることはそう容易ではない。

② 鑑定省略の問題

家事審判規則改正で、原則鑑定の廃止が検討されている。成年後見制度が行為能力を奪う制度であることから、手続上の適正を維持するためにも、やはり原則鑑定を維持する必要があることが確認された。これは2010年成年後見法世界会議における「成年後見制度に関する横浜宣言」にも盛り込まれている。

③ 任意後見制度改正

改正・改善すべき課題を9項目ほどリストアップし、各項目について検討を開始した。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■——判例研究委員会

現在、判例研究委員会のメンバーは17名である。昨年度に引き続いて、今年度も、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討を中心に活動を行った。今年度の活動内容は次のとおりである（①は報告者、②は報告裁判例等、③は報告要旨を示す）。

- ・第19回（平成22年5月22日） ①中山泰道委員、②鹿児島地裁名瀬支部平成20年1月25日判決・裁判所HP、③裁判所書記官の交付した証明書の提示と成年後見人による払戻請求
- ・第20回（平成22年11月20日） ①花立文子委員、②「高齢者の消費生活上の契約問題」（『高齢社会における立法的課題』より） 同回①吉澤雅子委員、②東京地裁平成19年1月30日判決（判例集未登載）

また、本誌15号に清水恵介委員「任意後見契約締結後の認証における代理嘱託の可否（東京地裁平成19年4月27日判決・成年後見法研究7号154頁）、成年後見法研究8号に星野茂委員「成年後見人を特別縁故者とする財産分与の可否（大阪高裁平成20年10月24日決定・家庭裁判月報61巻6号99頁）、をそれぞれ掲載した。

なお、平成23年3月26日に研究会開催（第21回）を予定していたが、東北地方太平洋沖地震の影響により延期した。

最後に、本委員会の活動の1つとして裁判例の収集がある。学会員の方には、今後とも、成年後見法分野に関する裁判例の収集についてご協力を心からお願いする。

(判例研究委員会委員長 村田 彰)

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

今年度、高次脳機能障害に関する研究委員会は、社団法人日本損害保険協会からの委託を受け、研究活動を行った。2004年度より3年間にわたる調査研究と、2009年度におけるアンケート調査・ヒアリング調査を踏まえた「交通事故による高次脳機能障害者への成年後見制度利用促進等に関する大綱」および「高次脳機能障害者支援法案（仮称）委員会試案」の策定を受け、主に以下の活動を行った。

① 2010年成年後見法世界会議での分科会への関与

2010年10月2日～4日に開催された2010年成年後見法世界会議において、第8分科会「高次脳機能障害と成年後見」に関与した。

② 各地での脳外傷友の会等との意見交換会の実施

石川県、島根県、埼玉県、奈良県、神奈川県において、各地の脳外傷友の会の方や支援者等と、高次脳機能障害と成年後見のさらなる周知・啓発や、2009年度報告書における「大綱」「支援法案」等についての意見交換を行った。

③ シドニー（オーストラリア）への視察

2011年2月10日～16日の日程で、シドニー（オーストラリア・ニューサウスウェールズ州）へ、高次脳機能障害者支援と成年後見のあり方をテーマとして海外視察を行った。

④ 「交通事故による高次脳機能障害者を支援するための専門職後見人の行動指針（要綱）案」の策定
交通事故による高次脳機能障害者を支援する専門職後見人の行動指針（要綱）案をとりまとめた。 いまだ不足・不備が多々あると思われるため、公論に付し、さらなる改善に向けた検討を行っていきたい。

（高次脳機能障害に関する研究委員会副委員長 長谷川 秀夫）

学術大会延期および総会開催地変更について

会員各位

日本成年後見法学会理事長 新井 誠

東日本大震災から1ヶ月が経過しました。被害にあわれました地域の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々とご遺族の皆様に、深くお悔やみを申し上げます。

さて、当法学会は来る5月に学術大会および定時総会の開催を予定しておりましたが、未曾有の大災害の影響を鑑み、下記のとおり、学術大会を延期し、総会を東京にて開催することといたしました。学術大会の詳細につきましては、別途告知いたします。ご理解くださいますようお願い申しあげます。

記

〔第8回総会〕

開催日時：平成23年5月28日(土)14時～16時 場所：明治大学駿河台キャンパス研究棟第9会議室

〔第8回学術大会〕

開催日時：平成23年10月30日(日)10時～17時30分 場所：立命館大学朱雀キャンパス

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
（株）民事法研究会内
TEL 03-5798-7239（直） FAX 03-5798-7278
E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ このたびの大震災で被災された方々に対して、謹んでお見舞い申し上げます。多くの人々が受けた悲しみと苦しみを分かち合い、思いやりと勇気と希望をもって前に進んでいきましょう。
がんばれ日本！
(高橋 圭司)